

免責・製品保証

免責

本製品の使用については、各地方自治体の条例、また道路交通法に従って下さい。本製品使用時の法的責任はすべて使用者にあり、本製品のメーカー、輸入会社、及び販売会社は一切の法的な責任を負いません。

製品保証

製品保証期間は、購入日から2年です。ただし、ご利用される方の責による不具合、故障の場合には製品保証の対象外となる場合があります。製品のユーザーガイドを必ずご覧くださいませようお願いします。詳しくは、弊社までお問い合わせください。

保証契約約款

この約款は、お客様が購入された弊社製品について、製品保証に関する弊社条件等を規定するものです。お客様が、この約款に規定された条項に同意いただけない場合は、保証契約を取り消すことができますが、その場合は、ご購入の製品を使用することなく販売店にご返却ください。なお、この約款により、お客様の法律上の権利が制限されるものではありません。

第一条（定義）

- この約款において、「保証書」とは、保証期間に製品が故障した場合に弊社が製品保証を行うことを約した証明書をいいます。
- この約款において、「故障」とは、お客様が正しい使用方法に基づいて製品を作動させた場合であっても、製品が正常に機能しない状態をいいます。
- この約款において、「無償交換」とは、製品が故障した場合、弊社が無償で行う当該個所を交換することをいいます。
- この約款において、「製品保証」とは、この約款に規定された条件により、弊社がお客様に対し無償交換をお約束することをいいます。
- この約款において、「有償交換」とは、製品保証が適用されないとき、お客様から費用を頂戴して弊社が行う交換をいいます。
- この約款において、「製品」とは、弊社が販売に際して梱包された物のうち、本体部分をいい、付属品および添付品などは含まれません。

第二条（製品保証）

- 製品が故障した場合、お客様は、保証書に記載された保証期間内に弊社に対し申請することにより、製品保証の適用を受けることができます。但し、次の各号に該当する場合は、保証期間内であっても製品保証の適用を受けることはできません。
- 製品保証をご申請される際に、保証書または、製品購入日を証明できる書類を提出できない場合。
- 転倒、落下、衝突などの外的要因により製品に外傷が認められる、または破損している場合。
- 製品に、改造、許可されていない修理、または分解等の痕跡が認められた場合。
- 火災、地震、落雷、風水害、その他天変地異、または、異常電圧などの外部的要因により、故障または破損した場合。
- 消耗部品が摩耗または劣化した場合、あるいは、消耗部品を交換する場合。
- オークション等の個人間売買（譲渡）などを含む中古販売によって入手した製品である場合。

第三条（製品保証サポート）

この約款の規定による製品保証サポートは、次の各号に規定する条件の下で実施します。

- 製品保証のご申請時には製品を弊社製品保証サポート宛までご送付ください。尚、送料は送付元負担とさせていただきます。また、ご送付時には宅配便など送付控えが残る方法でご送付ください。郵送は受領できません。
- 製品保証サポートは、製品の検証または製品を交換することにより行います。保証期間外で製品本体に不具合が確認された場合、製品本体に加え、アクセサリーを加えたパッケージ一式の有償交換をご案内させていただく場合がございます。
- 製品保証サポートにより、交換された旧部品または旧製品等は、弊社にて適宜処分させていただきます。

第四条（免責事項）

- お客様がご購入された製品について、弊社に故意または重大な過失があった場合を除き、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償責任は、当該製品の購入代金を限度と致します。
- 本製品は、インターコム機器の特性上、ボタン操作や他の原因等により、走行中突然大きな音、ノイズ、またはガイダンスエラーが生じることがあります。使用方法、取り付け方等、安全に十分注意し、個々の責任においてご使用ください。本製品の故障に間接的、派生的あるいは付随的に起因する損害、事故、傷害、につきましては、法令上の賠償責任が認められる場合を除き、本製品のメーカー、輸入会社、及び販売会社は一切の責任を負いません。

第五条（有効範囲）

この約款は、日本国内正規品かつ日本国内で使用された場合にのみ有効です。非正規品、あるいは海外で使用された製品については、弊社はいかなる保証